

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月及び同年5月の付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月及び同年5月
② 昭和57年12月から60年3月まで

私は、昭和54年4月から付加保険料を納付しており、申立期間①については、保管している領収済明細書にも定額保険料額を斜線で消し、付加保険料を含めた金額が記載されている。また、途中で付加保険料の納付を止めた記憶は無いのに、申立期間②は、定額保険料しか記録されていない。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和48年※月に結婚し同年10月に国民年金に加入して以降、第3号被保険者制度が開始される時期を誤解して保険料納付を怠った昭和60年度を除いて、国民年金保険料に未納は無い。

また、申立人が所持している申立期間に係る国民年金月別保険料領収済明細書には、昭和54年6月の欄に「付加納付54年6月から」と記載されているものの、同年4月の欄に押印されている金額3,300円が斜線で消され、3,700円と訂正されている上、同年4月から6月までの保険料を納付した検認日が、付加納付を申し出た日と同日の同年6月19日であることから、申立期間の付加保険料を納付したものと考えるのが自然である。

他方、申立期間②について、申立人は、付加保険料の納付を止める旨申し出た覚えは無く、継続して定額保険料に加えて付加保険料も納付したと主張しているが、申立人が所持する国民年金手帳には、付加保険料を意味する所得比例保険料を納付する者でなくなる申出が昭和57年12月28日に行われた旨記載されているとともに、社会保険事務所が保管する申立人に係る国民年

金被保険者台帳にも「57.12.28 辞退」と記載されていることから判断して、申立人が付加保険料の納付を止める旨申し出たと考えるのが自然で、申立期間②の付加保険料を納付したものとは考え難い。

また、申立人が、申立期間②の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月及び同年5月の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

私が所持している国民年金手帳には、昭和 36 年度の国民年金印紙検認記録欄の下に、別の年金記号番号で納付と記載されており、これは私の国民年金保険料を納付したことを示している。記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和 36 年度の国民年金印紙検認記録欄の下に、申立期間当時、申立人と同居をしていた申立人の叔父の国民年金手帳記号番号で昭和 37 年 12 月 4 日に 1,200 円を納付した旨記載されている。申立期間の国民年金保険料額は、20 歳から 34 歳までが月額 100 円、35 歳以上が月額 150 円であり、申立人は当時 21 歳であるのに対し、同居していた叔父は 36 歳であることから、国民年金手帳に記載されている金額は、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示しているものと考えるのが自然である。

また、市役所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、検認欄記録には、申立人が所持する国民年金手帳の記載と同様に、申立人の叔父の国民年金手帳記号番号で 1,200 円納付との記載がある。

さらに、申立人の氏名及び氏名の読み方が誤って記載されているなど、行政側の記録管理に不手際があったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 12 月に A 市 B 区役所において、元夫と共に国民年金に加入し、保険料の納付を始めた。その当時、私が元夫と二人分の保険料を集金人から現金で印紙を購入し、国民年金手帳に添付する方法により毎月納付していたことをはっきりと記憶しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付方法について、申立人の元夫と二人分の保険料を集金人から現金で印紙を購入し、国民年金手帳に添付する方法により毎月納付していたと具体的に記憶しているとともに、申立期間において納付していたとする保険料の金額は 100 円ないし 150 円としており、これは当時の保険料とおおむね一致する。

さらに、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を 2 回行っているが、いずれも未納期間を生じさせることなく適切に行っており、国民年金制度に対する理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社（現在はB社）は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同社における申立人の資格取得日に係る記録を昭和36年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月21日から同年7月28日まで

私は昭和36年4月21日に設立されたA社で、設立当初から正社員として勤務していた。会社の資料においても、同日に入社したことが確認できるが、厚生年金保険の資格取得日が同年7月28日となっているので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の人事記録、雇用保険の記録及び健康保険の記録並びに複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、同時期にA社に勤務していた申立人の上司が保管していた自身の給与明細書において、昭和36年4月から6月までの期間に係る厚生年金保険料が控除されており、この上司が「申立人は自分と同様に正社員であり、自分と同じように厚生年金保険料を控除されていたと思う。」と供述していることから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和36年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社は昭和36年7月28日から適用事業所となっているが、その前は申立期間を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、B社社史により、A社は同年4月21日に設置されたことが確認できる上、複数の同僚の供述によれば、A社は申立期間において5人以上の従業員を雇用していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和45年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月1日から45年2月1日まで

昭和43年3月1日から45年1月31日までA社に勤務していた。会社も45年1月31日まで厚生年金保険の加入を認めており、保険料の納付を証明しているので記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が作成した厚生年金保険証明書及び退職証明書から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年3月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和44年6月1日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月から45年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（B町）における資格喪失日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月1日から同年6月21日まで

社会保険庁の記録では、B町のA社において、昭和40年4月1日に資格を喪失後、同年6月21日にC市のA社において資格を取得しており、同年4月1日から6月21日までの被保険者資格が無い。途中、勤務地がB町からC市へ変わったが、その間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び元同僚で現役員の「申立人は、昭和38年のA社の創設以来のメンバーであり、雇用保険に加入していたのであれば厚生年金保険料だけ控除しないということはないと思う。」等の証言などから判断して、申立人は申立期間も同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年3月及び同年6月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日に係る記録を昭和24年8月1日に、同社D支店における資格喪失日に係る記録を26年1月15日に訂正し、昭和24年7月の標準報酬月額を4,500円とし、25年12月の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和25年12月30日から26年1月15日まで

昭和23年4月1日から平成2年8月13日までA社に継続勤務していた。24年7月に同社C支店から同社D支店に転勤し、25年1月に同社D支店から同社C支店に転勤した。その際、それぞれ1か月厚生年金保険の被保険者期間の記録が無い。継続勤務していたので、記録が無いことはありえない。記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）の人事台帳及び雇用保険の記録から、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和24年7月は4,500円とし、25年12月は4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月26日から44年3月15日まで

私は、A社で継続して勤務し、休職も一時退職もしていない。申立期間中も厚生年金保険料を天引きされていたので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によれば、申立人はA社において昭和43年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年12月26日に被保険者資格を喪失後、44年3月15日に同社B支局において被保険者資格を再取得しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

しかし、同社における申立人の雇用保険の記録により、申立人は、同社に継続して勤務していることが確認できるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者資格の再取得日が同社B支局の厚生年金保険新規適用年月日と同日となっていることが確認できる。

申立期間における申立人の勤務実態について、申立期間当時、同社のB支局長をしていた元上司は、同社B支局では、新規適用年月日の昭和44年3月15日の数か月前から社員が常駐し業務を開始していたと証言していることから、申立人も同社B支局が厚生年金保険に新規適用される数か月前に同社本社から同社B支局へ異動し、継続して同社に勤務していたことが推認できる。

そして、給与について、元上司は、転勤後も引き続き同社本社から支給されていたと証言していることから、事業主が、申立人に係る厚生年金保険料を3か月間のみ控除しないとは考え難く、継続して給与から控除していたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、同社は全喪している上、申立期間当時の事業主を確認できず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から 54 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から 54 年 1 月まで

昭和 49 年 1 月に夫が勤務先で「奥さんも年金に加入しておいた方がよい。」との話を聞いたことをきっかけに国民年金に加入し、毎月市役所で保険料を納め、その都度手帳に検認印が押されていた。ところが、54 年 2 月に市役所で「手帳の切り替えです。」と言われ、新しい手帳と交換された。新しい手帳には、それ以前の期間は「納付不要」の印が押されていたので「納付済み」の意味だと思っていたが、それが未納だとは納得できない。調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 54 年 3 月 20 日に払い出されていることが確認できるが、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、市役所で保管している申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和 54 年 2 月 16 日に資格取得の届出が行われたことが記録されているとともに、同名簿の資格取得日及び申立人が所持している年金手帳に記載されている初めて被保険者となった日も、資格取得の届出が行われた日と同日の同年 2 月 16 日となっている。

さらに、申立人については、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であるため、国民年金の任意加入被保険者となることから、届出を行った日が資格取得日となり同名簿及び年金手帳の記載内容に不自然さは見られない上、同被保険者は遡^{さかのぼ}って加入し、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、昭和 54 年 2 月に市役所で新しい手帳に交換されたが

交換される前の納付記録があったとする国民年金手帳について、「表紙は色鉛筆の赤色であった。」としているが、申立人が加入手続を行ったとする当時の国民年金手帳の色はカーキ色であるため、申立人の主張と相違しており、市役所において、国民年金手帳を年度途中で交換し、異なる記号番号の手帳を交付することは考え難い。

さらに、申立人は、保険料の納付金額や納付場所の記憶が曖昧である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 53 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 53 年 7 月まで
結婚して A 市に住んでいるところに、国民年金の加入勧誘にいられたので、加入手続をした。
月 2,700 円から 3,000 円ほどの保険料を集金人に支払っており、その際にもらった領収証は、夫の年末調整に添付した記憶がある。
A 市での納付記録が無いのはおかしいので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 8 月 31 日に B 市において払い出されていることが確認でき、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳に記載されている国民年金の初めて被保険者となった日は、昭和 53 年 8 月 12 日となっている上、申立人の夫は共済組合の被保険者であるため申立人は国民年金の任意加入被保険者となり、遡及して国民年金そきゅうに加入することはできないことから、申立人に係る社会保険庁の記録及び事務手続に不自然な点は認められない。

さらに、申立人が申立期間に居住していた A 市においても、申立人に係る国民年金の加入記録が確認できない上、申立人は申立期間において年金手帳を所持していなかったとしていることを踏まえると、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、国民年金に加入した当初の保険料額は 2,700 円から 3,000 円ほどであったと供述しているところ、その金額は、B 市において昭

和 53 年 8 月に任意加入した当時の保険料額（2,730 円）にほぼ一致している。

このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から46年3月まで
20歳から就職するまでの間、両親は子供3人の国民年金保険料を納めてくれていた。姉と妹は20歳から納付記録があり、私の記録は無いとのことだが、両親が私の保険料だけ払わなかったとは考えられないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「両親は、姉と妹の国民年金保険料だけを20歳から納めて、私の保険料は納めなかったということは考えられない。」と主張しているが、社会保険庁の被保険者記録では、申立人の姉妹共に20歳になった最初の数か月間は、未納もしくは未加入期間となっている上、当該期間についての大部分は、姉妹が短大生であった期間であり、国民年金は任意加入となることから、申立人の両親は保険料を納付していなかったものと推察できる。一方、申立人についても、申立期間は、申立人が国民年金は任意加入となる大学生であった期間であることから、申立人の両親は、大学生である期間の国民年金保険料を納付していなかったものと考えられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の両親は既に他界しており国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

さらに、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿には、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無く、申立人が申立期間当時居住していたA村においても、申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く保険料が納付されたことも確認することはできない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納めていたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から47年3月まで
申立期間当時は、村の公民館において、自治会の役員が日を決めて健康保険料、税金及び国民年金保険料などを集金していた。私の国民年金の加入手続は、同居の義父母がそこでしたのではないかと思う。また、保険料は義母が昭和52年に亡くなるまで公民館に納めに行っていたと思う。夫の保険料は納付されているので、同じように私の保険料も納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年6月28日に払い出されていることは確認できるが、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、当該国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立期間のうち42年10月から45年3月までの期間は時効により納付することはできず、45年4月から47年3月までは過年度保険料となることから自治会の集金により納付することはできない。

また、申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の義母は既に他界しており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所に私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 37 年 2 月から 40 年 3 月までの期間の納付記録が見当たらないとの回答をもらった。

しかし、この当時の国民年金保険料は、当時同居していた両親が納付していたはずである。納付の証拠書類等は何も残っていないが、未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の元妻と連番で昭和 40 年 12 月 27 日に A 市において払い出されていることが確認でき、申立人とその元妻は同年 4 月から納付記録があるが、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では申立期間の一部は時効により納付することができず、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が当時居住していた A 市が保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳により、申立期間の国民年金保険料を納付した記録が確認できない上、同市において生年月日順に管理されている国民年金加入者索引リストにも、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

さらに、B 社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、当時同居していた申立人の両親の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 6 月 15 日に連番で払い出されていることが確認できるが、当該社会保険事務所は申立人が当時両親と同居していたとする A 市を管轄する社会保険事務所

ではない上、同払出簿には、40年5月24日にA市へ転出のため当該市を管轄するC社会保険事務所に両親の国民年金被保険者台帳が移管された記録が確認できることから、当時同居していた両親に申立期間の国民年金保険料をA市において納付してもらっていたとする申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、当時の納付状況が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 61 年 4 月から 63 年 3 月まで

私は、昭和 56 年に結婚するまで勤務していた会社では社員だったが、社会保険が無く、国民年金に入って個人で納付していた。結婚していた当時は自営業だったにもかかわらず、夫が国民年金に入らなかったため、私も国民年金に入れてもらえず、納付はしていない。しかし、離婚後、未納であった保険料は全額納付したはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 12 月に結婚するまでは現年度納付し、結婚期間中は納付していなかったが、60 年 9 月に離婚後、未納期間の保険料をすべて納付したと主張している。しかし、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 58 年 10 月 24 日に申立人の元夫及びその兄の国民年金手帳記号番号と連番で払い出されており、これより以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

このため、申立期間①のうち、申立人が結婚した昭和 56 年 12 月以前の期間は、国民年金手帳記号番号払出前の期間であり、現年度納付できない期間である。

また、申立期間①のうち、結婚後の期間について、申立人は昭和 60 年 9 月に離婚後、全額納付したとしているが、少なくとも同年同月の時点で過去にさかのぼり納付できるのは、時効にかからない 58 年 7 月以降の国民年金保険

料のみであるが、社会保険庁の記録によると、昭和 59 年度及び 60 年度に係る国民年金保険料は、当初、申立人の元夫と共に申請免除されており、平成 6 年 4 月及び 7 年 4 月に追納されていることが確認でき、申立内容とは符合しない。

一方、申立期間②については、申立人は、離婚後、未納であった保険料は全額納付したと主張しているが、その納付金額及び納付方法についての記憶が明確でない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間①及び②について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 10 月から 56 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 56 年 10 月まで

私は、申立期間前後に、市役所から督促状が送られて来たので、市役所の窓口で 6 万円前後の金額を一括で納付したことをはっきり記憶している。納付したのは国民年金保険料と確信しているので、納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を市役所からの督促により、市役所の窓口で一括納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 56 年 11 月 30 日に払い出されており、この時点で申立期間の一部は時効となり納付することができない。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市役所の窓口では過年度保険料の収納及び預かりによる代理納付は行っておらず、市役所の窓口で納付したという申立人の主張は不自然である。

さらに、複数の読み方で氏名検索を行っても申立期間に係る申立人に該当する記録は無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人には国民年金の加入手続の記憶が無い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から54年1月まで

私は、昭和48年8月に夫の転勤に伴い、A市に転居して、平成2年まで住んでいた。申立期間当時は、地区の婦人会が国民年金保険料を収集しており、間違いなく私は保険料を納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年にA市に転居し、地区の婦人会に国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は54年2月14日に払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金の加入を行ったものと推認される上、申立人が所持している年金手帳によると、同日に任意加入により資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であるため、保険料を納付することはできず、申立内容とは符合しない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者台帳によると、昭和54年1月の欄には、「今月迄納付不要」と記載されており、54年1月以前については、納付することができない期間であったことが推認される。

さらに、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年1月から45年3月まで

私は、昭和44年1月にA社を退職した直後に、国民年金の加入手続きをした。近所の男性が自宅に集金に来ていたので、母親と一緒に保険料を納付していた。私の記録が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年1月にA社を退職した直後に、国民年金の加入手続きを行い、申立人の母親と一緒に保険料を集金人に納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年5月23日に払い出されており、申立人は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認されるため、申立期間の国民年金保険料は過年度保険料となることから、集金人に納付することはできなかったものと考えられ、申立内容とは符合しない。

また、申立人の国民年金手帳の昭和45年度国民年金印紙検認記録欄に「昭和44年1月から45年3月までの保険料はもよりの郵便局又は、日本銀行才入代理店へ現金で納めて下さい。」と記載されており、当時申立期間が未納であったことが推認される。

加えて、申立人が申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 269

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月28日から同年10月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
昭和30年5月にA社に入社し、グループ会社を経て、約45年間継続して勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険被保険者として適用されていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初、昭和30年5月にA社に入社し、約45年間継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた旨を主張していた。

しかし、同社の元経理総務担当者は、「退職金制度の廃止に伴い、全従業員を昭和61年8月27日付けで退職扱いとし、退職金を渡した。また、同社工場の窯の改築で製造ラインが止まるため、工場が再稼働となる同年10月1日まで休業となったので、申立期間の2か月間は休業期間であり、従業員は自宅待機で無給であった。」と証言している。

また、同担当者は、「社長の指示により、私が健康保険厚生年金保険資格喪失届に全従業員の氏名及び資格喪失日を昭和61年8月28日と記載し、健康保険証も添付して社会保険事務所に提出した。また、休業期間が終了したことに伴い、同資格取得届も同年10月1日と記載し、社会保険事務所に提出した。」とも証言している。

さらに、申立期間当時の同社の元取締役からも、「申立期間は無給の休業期間であった。」との証言が得られた。

加えて、当該事情を申立人に伝えたところ、「専務取締役として毎日会社に出社していたが、当該期間は無給であり、思い違いをしていた。」と述べている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 9 月 28 日から 36 年 7 月 10 日まで
② 昭和 39 年 5 月 3 日から 41 年 2 月 20 日まで
③ 昭和 42 年 7 月 1 日から 44 年 5 月 30 日まで

私は、昭和 35 年 7 月 8 日に A 社に入社し、最低 1 年以上勤務していたが、同年 9 月 28 日に資格を喪失している。また、昭和 39 年 1 月 27 日に B 社に入社し、2 年以上勤務していたが、同年 5 月 3 日に資格を喪失している。さらに、昭和 42 年 7 月 1 日に C 社に入社し、44 年 5 月まで勤務していたが、厚生年金保険に加入していないことになっている。申立期間について、厚生年金の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A 社（現在は D 社）に 1 年以上勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる当時の同僚数名に照会したが、申立人の勤務期間を証言する者はいない上、同名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 35 年 9 月 28 日と記載されており、記録上の不自然さは見受けられない。

また、同事業所は、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用等について不明としており、具体的な証言を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人は、B 社に 2 年以上勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において確認できる当時の同僚数名に照会したが、申立人の勤務期間を証言する者はいない上、同名簿によると、申立人の資格喪失日は昭和 39 年 5 月 3 日と記載されており、記録上の不自然さは見受けられない。

また、同名簿において、40年に資格を喪失した同僚5名は、39年10月の定時決定時に係る処理がなされており、当該時点に在職していたことが確認できるが、申立人及び39年6月に資格喪失している同僚は、当該記録が無い。このように、申立人に係る昭和39年の定時決定及びその後の随時改定の記録が無いことから判断すると、申立人は同年8月にはすでに同事業所に勤務していなかったと考えられる。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと主張しているが、当該事業所については、社会保険事務所において適用事業所としての記録は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所について、代表者や申立人を含め3名くらいの事業所であったとしており、従業員数から判断すると、当時強制適用事業所でなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。